

施設整備等(いわゆるハード事業)用補助金

県の補助金交付要綱名	細事項名	予算額 (単位:千円)	担当課	補助目的	補助対象経費	補助金交付先		県から補助 事業者への 補助率	県から補助事業者への補助 限度額	財源	
						補助事業者	最終補助事業者			国庫等 含む	県単独
佐賀県私立学校施設整備補助金交付要綱	私立学校施設整備費補助	32,349	法務私学課	施設整備に対する支援を行うことにより、特色ある学習環境づくりを促進する。	私立学校の魅力づくりを促進することを目的とした施設整備(武道場建設、校内LAN整備等)に要する経費	学校法人		1/6等			○
佐賀県私立学校設備整備事業費補助金交付要綱	私立学校施設整備費補助 私立学校ICT活用教育推進事業費補助 (政策)	30,348	法務私学課	設備整備に対する支援を行うことにより、特色ある学習環境づくりを促進する。	私立学校の魅力づくりを促進することを目的とした備品購入(ICT機器等)に要する経費	学校法人		1/6等			○
佐賀県バス運行対策費補助金交付要綱	生活交通路線車両減価償却費等補助	90,359	交通政策課地域 交通システム室	生活交通路線の運行を確保する。	主として生活路線を運行するバス車両の減価償却費及び金融費用(ワンステップ型車両又はノンステップ型車両又は小型車両)	バス事業者		1/2以内	・ワンステップ型車両:13 百万円 ・ノンステップ型車両:15 百万円 ・小型車両:12百万円 (5年間の減価償却方式)		○
長崎本線沿線地域振興事業費補助金交付要綱	長崎本線沿線地域振興事業費	2,000	交通政策課	長崎本線沿線地域の振興を図る。	鉄道駅及びその周辺を地域で活用するための施設設備の整備に要する経費等	長崎本線沿線 地域の自治体 及び地域団体		自治体1/2 その他2/3	100万円		○
佐賀県松浦鉄道施設整備事業費補助金交付要綱	松浦鉄道施設整備費補助	48,380	交通政策課	松浦鉄道の安全運行の確保及び経営の自立化を図る。	松浦鉄道の施設整備に必要な経費	松浦鉄道株式 会社		定額			○
佐賀県特定離島航路補助金交付要綱	離島航路減価償却費補助	32,825	交通政策課 地域交通システム室	本土と離島を結ぶ唯一の公共交通機関を確保する。	平成24年度以降に建造・購入する船舶に係る減価償却費	唐津市	事業者	3/4以内			○
佐賀県離島航路補助金交付要綱	離島航路減価償却費補助	37,757	交通政策課 地域交通システム室	本土と離島を結ぶ唯一の公共交通機関を確保する。	平成24年度以降に建造・購入する船舶に係る減価償却費	唐津市	事業者	3/4以内			○
佐賀県ユニバーサルデザインタクシー等導入事業費補助金交付要綱	ユニバーサルデザインタクシー導入事業費補助	9,200	交通政策課地域 交通システム室	ユニバーサルデザイン(UD)タクシー及び福祉タクシーの導入を促進することにより、車椅子利用者をはじめ高齢者や妊産婦などのくらしの移動手段の維持や県外からの来訪者等の利便性向上を図る。	UDタクシー又は福祉タクシーの導入・改造(認定要領に合致させる)にかかる経費	タクシー事業者		UDタクシー車両の車両本体価格に補助率3分の1を乗じて得た額と1両当たりの補助限度額を比較し、いずれか低い額以内の額	・UDタクシーレベル1 600 千円/台 ・UDタクシーレベル準1 400千円/台 ・福祉タクシー 600千円/ 台		○
佐賀県文化財保存事業補助金交付要綱	文化財整備費補助	125,715	文化課	県内に所在する国指定・選定・登録文化財の保存及び活用のため、市町並びに市町以外の文化財所有者(管理団体含む。)が実施する文化財保存事業に対し補助を行う。	国指定等文化財の保存修理、史跡の整備や買上げ等に係る経費。埋蔵文化財の発掘調査、出土遺物保存処理等に係る経費(工事請負費、委託料、需用費、報償費、旅費等)	市町 文化財所有者 (管理団体含む)		国庫補助 控除残額 の1/2以内 等			○
	文化財整備費補助	39,285	文化課	県内に所在する県指定・選定文化財の保存及び活用のため、市町並びに市町以外の文化財所有者(管理団体含む。)が実施する文化財保存事業に対し補助を行う。	県指定文化財の保存修理、史跡の整備や買上げ等に係る経費。(工事請負費、委託料、需用費、報償費、旅費等)	市町 文化財所有者 (管理団体含む)		市町:1/2 以内 所有者等: 3/8以内			○

施設整備等(いわゆるハード事業)用補助金

県の補助金交付要綱名	細事項名	予算額 (単位:千円)	担当課	補助目的	補助対象経費	補助金交付先		県から補助事業者への補助率	県から補助事業者への補助限度額	財源		
						補助事業者	最終補助事業者			国庫等含む	県単独	
さがすたいるバリアフリー化補助金交付要綱	さがすたいるバリアフリー化事業費補助	4,000	県民協働課	日常的な外出先となる県内の飲食店等の店舗・施設におけるバリアフリー化や子ども連れでも利用しやすいキッズスペースの整備など、受け入れ環境の整備を支援し、誰でも、どこでも、困らない、人にやさしいまちづくりを進めることを目的とする。	お年寄りや障がいのある方、子育て・妊娠中の方など、様々な困りごとを抱える人に配慮した設備やサポートの充実に要する経費	県の「人にやさしいまちづくり」の取組の協力店舗(さがすたいる倶楽部会員、登録制)		1/2以内 1/3以内	車いす使用者が単独で利用できるトイレの新設又は改修に要する工事 上限1,000千円 それ以外 上限500千円		○	
佐賀県生活道路における速度抑制対策事業費補助金交付要綱	「SAGA BLUE PROJECT」事業費(投資)	8,000	くらしの安全安心課	生活道路において物理的デバイスを用いて速度の抑制を図るとともに、安全な歩行空間を確保し、重大事故の未然防止を図る。	生活道路において、新たに速度抑制効果のある物理的デバイス等の設置経費	市町		1/2	3,000千円		○	
SAGAゼロカーボン加速化事業(事業者向け・執行団体用)補助金交付要綱	SAGAゼロカーボン加速化事業費	147,147	脱炭素社会推進課	県内事業者による再エネ・省エネ設備の導入等に要する経費を支援することにより、脱炭素社会の推進を図る。	県内事業者の再エネ・省エネ設備の導入等に要する経費	補助金事業を行う者	県内事業者	10/10		○		
佐賀県産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助金交付要綱	産業廃棄物関連事業所育成支援事業費	100,000	循環型社会推進課	産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルの促進を図る。	排出事業者等が、自らの製造工程、処理方法の改善によって、産業廃棄物の排出抑制や減量化、リサイクルを推進するために必要となるもの等の工事費、設備費、その他	産業廃棄物排出事業者等		1/2	10,000千円		○	
佐賀県リサイクル産業育成支援事業費補助金交付要綱	産業廃棄物関連事業所育成支援事業費		循環型社会推進課	産業廃棄物のリサイクルの促進に寄与する産業の育成を支援する。	リサイクルの実施に必要な建築費、建物付属設備費、機械装置費、その他	産業廃棄物処理業者等		1/2	10,000千円 但し、太陽光パネル、木くず、廃プラのリサイクル施設等は、2/3	但し、以下のいずれかに該当する場合は、20,000千円 ・優良産廃処理業者 ・認定リサイクル製品の製造事業者 ・太陽光パネル、廃プラのリサイクル施設		○
佐賀県産業廃棄物減量化施設等整備支援事業費補助金交付要綱	産業廃棄物関連事業所育成支援事業費		循環型社会推進課	産業廃棄物の最終処分適正化等を進め、さらには最終処分量を抑制して環境負荷の低減を図る。	・産業廃棄物の減量化、減容化のための中間処理施設(焼却施設を除く) ・最終処分の適正化等のための選別処理施設の新設等に要する経費	産業廃棄物処分業者		1/2	10,000千円	但し、優良産廃処理業者の処理施設は20,000千円		○
佐賀県産業廃棄物処理適正管理推進事業費補助金交付要綱	産業廃棄物関連事業所育成支援事業費	6,000	循環型社会推進課	産業廃棄物処理施設の適正管理の推進を図る。	・廃棄物搭載車両計量設備の新規導入、移設、更新に要する経費 ・廃棄物搭載車両計量設備に付随する電算処理システム導入等に要する経費	中間処理業者、最終処分業者		1/2	3,000千円		○	

施設整備等(いわゆるハード事業)用補助金

県の補助金交付要綱名	細事項名	予算額 (単位:千円)	担当課	補助目的	補助対象経費	補助金交付先		県から補助 事業者への 補助率	県から補助事業者への補 助限度額	財源	
						補助事業者	最終補助事業者			国庫等 含む	県単独
佐賀県産業廃棄物処分場周辺管理等 事業費補助金交付要綱	産業廃棄物適正処理促進事業費	14,000	循環型社会推進課	佐賀県内における産業廃棄物処分場 周辺の環境保全のため、当該処分場 の設置者が行う産業廃棄物処分場周 辺管理等事業に対して支援する。	・処分場周辺道路等の補修維持管理 等に要する経費 ・安全施設(街路灯、カーブミラー等)整 備に要する経費 ・処分場周辺の各種検査等に要する経 費 ・その他産業廃棄物処分場の周辺管 理等環境整備に資するものとして知事 が認めた事業に要する経費	産業廃棄物処 分場設置者 (最終処分 場、焼却施 設)		2/3	2,000千円		○
佐賀県産業廃棄物分別用コンテナ導 入支援事業費補助金交付要綱	産業廃棄物関連事業育成支援事業費	6,000	循環型社会推進課	産業廃棄物の適正分別の推進を図る。	・産業廃棄物分別用コンテナの導入及 び更新に要する経費	産業廃棄物収 集運搬業者		1/2以内	100千円 (優良産廃収集運搬業者 のみ200千円)		○
佐賀県地域医療介護総合確保基金事 業(介護施設等整備事業)補助金交付 要綱	介護施設等整備費補助 介護職員の宿舎施設整備事業費補助	126,170	長寿社会課	高齢者が可能な限り住み慣れた地域 において継続して日常生活を営むこと を可能とするため、地域密着型サービ ス等、地域の実情に応じた介護サービ ス提供体制の整備を促進する。	(ハード事業) ・地域密着型サービス等の整備に必要な 工事費 ・介護施設等の開設準備等に必要な備 品整備費等 ・介護施設等における看取り環境整備 に必要な整備費 ・介護職員の宿舎整備に必要な施設整 備費 他	市町、介護施 設等の設置者	介護施設等の設置 者	①10/10 ②1/3 ③10/10	交付要綱に定める基準額	○	
佐賀県医療的ケア児等在宅生活支援 事業費補助金交付要綱	医療的ケア児等在宅生活支援事業費補助 (投資的経費)	6,000	障害福祉課	在宅で生活する医療的ケアが必要な 障害児(者)が、住み慣れた地域で、安 心して生活するとともに、家族等介護 者の一時休息を促進するため、医療型 短期入所事業所等の受入れ環境整備 等を支援する。	医療型短期入所事業所等での受入れ に必要な人工呼吸器等の設備及 び備品等の整備費	指定短期入所 事業所又は児 童発達支援事 業所又は放課 後等デイサー ビス事業所を 運営する法人		3/4又は 1/4	事業所の開設年数により 異なる		○
佐賀県障害福祉関係施設整備費補助 金交付要綱	障害者福祉施設整備費補助	127,980	障害福祉課	社会福祉法人等が行う、障害福祉施設 の整備に対し補助を行うことにより、障 害福祉の充実を図る。	障害福祉サービス事業所や障害者支 援施設の建物の新築費及び改修費	社会福祉法人 等		3/4	新築の場合、施設の利用 定員により異なる。	○	
佐賀県重度障害者地域生活重点支援 事業費補助金交付要綱	重度障害者地域生活重点支援事業費補助	12,500	障害福祉課	重度障害者が地域で生活できる住環 境を整備し、もって在宅の重度障害者 及びその家族の福祉向上を図る。	重度障害者グループホームや重度心 身障害児向け児童発達支援・放課後 等デイサービスを運営する法人に対し て、利用者層が重度障害者であること で特に必要となる備品や設備を整備す る場合に要する経費	重度障害者グ ループホーム 及び重度心身 障害児向け児 童発達支援・ 放課後等デイ サービス実施 法人		10/10以内	2,500千円		○
佐賀県障害福祉分野における介護テク ノロジー導入支援事業費補助金交付 要綱	介護テクノロジー導入支援事業費補助(令 和7年度国補正)	28,571	障害福祉課	障害福祉サービス事業所に対し、生産 性向上につながる介護テクノロジー(障 害福祉分野のロボット・ICT等)導入を 支援する。	障害福祉現場の生産性向上につながる 介護テクノロジーの導入費(移乗支 援機器、見守り機器、入浴・排泄支援、 ICT機器など)	社会福祉法人 等		3/4	・介護機器は施設種別 により異なる。 ・ICT機器は1,000千円	○	

施設整備等(いわゆるハード事業)用補助金

県の補助金交付要綱名	細事項名	予算額 (単位:千円)	担当課	補助目的	補助対象経費	補助金交付先		県から補助事業者への補助率	県から補助事業者への補助限度額	財源	
						補助事業者	最終補助事業者			国庫等含む	県単独
佐賀県障害福祉分野におけるICT導入モデル事業費補助金交付要綱	介護テクノロジー導入支援事業費補助(令和7年度国補正)	10,814	障害福祉課	障害福祉サービス事業所に対し、生産性向上につながるICT機器導入を支援する。	障害福祉現場の生産性向上につながるICT機器の導入費(情報端末、ソフトウェア、通信環境機器等、保守経費など)	社会福祉法人等		3/4	1,000千円	○	
佐賀県へき地診療所設備整備費補助金交付要綱	へき地診療所施設設備整備費補助	3,300	医務課	へき地診療所設備整備事業を補助し、無医地区等において地域住民の医療の確保を図る	へき地診療所として必要な医療機器購入費	市町		1/2	1箇所当たり16,500千円	○	
佐賀県人工透析等対応医療機関自家発電設備事業補助金交付要綱	被ばく医療体制充実対策事業費補助	72,690	医務課	人工透析、人工呼吸器を有する医療機関のうち、必要な電力量の確保が困難なものへの自家発電設備整備を支援し、停電時に必要な医療を提供できる体制の確保を図る。	自家発電設備の整備に必要な工事費又は工事請負費	人工透析等を有する医療機関		1/2	病院:36,345千円(1か所あたり) 診療所:18,172千円(1か所あたり)		○
佐賀県周産期医療施設設備整備事業費補助金交付要綱	周産期医療施設設備整備事業費補助	35,606	医務課	佐賀県における周産期医療の機能充実にを図る	周産期医療施設として必要な医療機器等の備品購入費	国立病院機構 佐賀病院 国立大学法人 佐賀大学		2/3	21,316千円(1か所あたり)	○	
佐賀県災害拠点病院設備整備費補助金交付要綱	救急医療体制確保対策事業費 災害拠点病院設備整備費補助	2,304	医務課	災害時の地域住民の医療を確保するため、県内の災害拠点病院にDMAT(災害時救急医療派遣チーム)を整備するため、必要な資機材について補助を行い体制を確保する。	災害拠点病院として必要な医療機器・緊急車両・NBC災害・テロ対策用医療機器・通信設備の購入経費	災害拠点病院			医療機器・緊急車両:2/3 NBC災害・テロ対策用医療機器・通信設備:1/2 医療機器:32,039千円/1施設 緊急車両:31,865千円/1施設 NBC災害・テロ対策用医療機器等:33,762千円/1施設 通信設備:741千円/1施設	○	
佐賀県医療施設災害対策設備整備費補助金交付要綱	医療施設等災害対策整備費補助	2,519	医務課	豪雨や自然災害の影響が診療や運営に影響を与えてしまうため、医療施設への影響を最小限に抑える。	I 非常用自家発電設備整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費・II 受水槽整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費・III 給水設備整備(地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等)に必要な工事費又は工事請負費・IV 非常用自家発電設備の燃料タンク増設又は補強に必要な工事費又は工事請負費・V 医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設に必要な工事費又は工事請負費・VI 電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設に必要な工事費又は工事請負費・VII 止水板の設置に必要な工事費又は工事請負費・VIII 排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置に必要な工事費又は工事請負費	病院または病床を有する診療所、老人デイケア施設、共同利用施設を開設する者であって知事が適当と認める者(ただし、地方公共団体、地方独立行政法人を除く)。		33%	I.174,094千円、 II.160,434千円、 III.75,443千円、 IV.34,791千円、 V.49,130千円、 VI.38,769千円、 VII.466千円、 VIII.26,894千円	○	
佐賀県在宅診療設備整備事業費補助金交付要綱	在宅診療設備整備事業費補助	15,000	医務課	将来増加が見込まれる在宅医療等の需要に対応するため、在宅診療を行う医療機関数を増やし、また、診療体制の強化を支援することで、慢性期医療の機能分化の促進を図る。	在宅診療を行うにあたって必要な高額なポータブル式医療機器の購入経費	医療機関		1/2	1,500千円(1医療機関あたり)	○	

施設整備等(いわゆるハード事業)用補助金

県の補助金交付要綱名	細事項名	予算額 (単位:千円)	担当課	補助目的	補助対象経費	補助金交付先		県から補助 事業者への 補助率	県から補助事業者への補 助限度額	財源	
						補助事業者	最終補助事業者			国庫等 含む	県単独
佐賀県ICT医療連携推進設備整備費 補助金交付要綱	ICT医療連携推進事業費(投資的経費)	8,250	医務課	ICTを活用した医療機関相互の密接な 連携と機能分担の促進、医療資源の 効率的活用を図る。	中核医療機関とかかりつけ医の連携を 促進するため、診療情報の円滑な双方 向化に必要なシステム開発費	医療機関		1/2	・公開用サーバー更新補 助 2,750千円/3施設	○	
佐賀県地域医療勤務環境改善体制整 備特別事業補助金交付要綱	医師の働き方改革推進事業費補助(投資 的経費)	3,000	医務課	医師の働き方改革を推進することで、 地域の医療提供体制を維持し、県民に 必要な医療を提供する体制を確保す る。	医師の労働時間短縮に向けた総合的 な取組に要する経費	地域医療にお いて特別な役 割があり、か つ過酷な勤務 環境となっ ている医療機関		3/4	病床数×133千円 (ソフト事業費と合算した 補助限度額)	○	
佐賀県救命救急センター設備整備事 業費補助金交付要綱	救命救急センター施設設備整備事業費補 助(投資的経費)	13,297	医務課	救命救急センターに医療機器購入費に 対する補助を行うことで、佐賀県におけ る救急医療体制の充実を図る。	救命救急センターとして必要な医療機 器及び重症熱傷患者用備品等の購入 費	医療機関		2/3	次の(1)から(5)により算 出された額の合計額とす る。 (1)医療機器(2)から (5)に掲げるものを除く 1か所あたり 256,300 千円(ただし、30床未満 の場合は、1床当たり 8,470千円を減額し、重 症熱傷医療を行う場合 は、1か所あたり44,00 0千円を加算する ことができる。) (2)心臓病専用医療機器 1か所あたり 62,856千 円 (3)脳卒中専用医療機器 1か所あたり 62,856千 円 (4)小児救急専用医療機 器 1か所あたり 62,856千 円 (5)重症外傷専用医療機 器 1か所あたり 62,856千 円	○	
佐賀県分娩取扱施設設備整備事業費 補助金交付要綱	分娩取扱施設設備整備事業費補助	8,517	医務課	身近な地域で出産できる環境を整備 し、県内の周産期医療提供体制の充 実を図る。	分娩取扱施設として必要な医療機器購 入費	分娩を取り扱 う病院、診療 所、助産所		1/2	8,517千円(1か所あたり)	○	
佐賀県子ども・子育て支援施設整備費 補助金交付要綱	子ども・子育て支援施設整備費補助	22,510	子ども未来課	市町が行う放課後児童クラブ及び病 児・病後児保育施設の整備に対し補助 を行うことにより、昼間に保護者が不在 の就学児童の健全育成を図るととも に、自宅での保育が困難な病児を保育 できる環境を整える。	放課後児童クラブ施設及び病児保育 施設の施設整備に必要な工事費及び 工事事務費	市町		1/6等	要綱に定める基準額		○
入院中のこどもの付添い環境改善事 業費補助金交付要綱(仮)	入院中のこどもの付添い環境改善事業費 補助	32,740	子ども家庭課	入院中のこどもの付添いを行う家族が 十分な休息を確保し、付添い時の負担 を軽減できるよう、医療機関が行う環境 整備に対して補助を行う。	①付添いを行う家族の休憩スペース等 の設置に係る改修に要する経費 ②付添いを行う家族が利用できる簡易 ベッド等の購入費	県内医療機関		10/10	①7,560千円/医療機関 ②20千円/小児患者病 床	○	

施設整備等(いわゆるハード事業)用補助金

県の補助金交付要綱名	細事項名	予算額 (単位:千円)	担当課	補助目的	補助対象経費	補助金交付先		県から補助事業者への補助率	県から補助事業者への補助限度額	財源	
						補助事業者	最終補助事業者			国庫等 含む	県単独
佐賀県地域商業活性化支援事業費補助金交付要綱	地域商業活性化支援事業費補助(投資)	13,660	産業政策課	新規出店者を空き店舗に誘致する事業や、地域が一体となって個性を活かしたまち並み景観形成を行う事業などに対し、市町を通じて支援を行うことで地域商業の活性化を図る。	〔新規出店者誘致事業〕 改装費 〔チャレンジショップ設置事業〕 改装費 〔コミュニティ施設等設置事業〕 改装費 〔まち並み景観形成事業〕 改装費	市町	市町、商業者グループ、商工会議所・商工会、まちづくり団体、商店街組合等	1/2以内 (新規出店者誘致事業の移住起業者向けは2/3以内)	〔新規出店者誘致事業〕 500千円/店舗(移住起業者の場合は1,000千円/店舗) 〔チャレンジショップ設置事業〕 500千円/施設 〔コミュニティ施設等設置事業〕 1,000千円/施設 〔まち並み景観形成事業〕 1,000千円/店舗		○
佐賀県中小企業事業継続力強化支援事業費補助金交付要綱	中小企業等事業継続力強化支援事業費(投資)	12,000	産業政策課	中小企業の安定した事業継続に必要な経費を補助する。	防災・減災に係る取組(設備投資)に必要な経費	中小企業		2/3以内	1,000千円以内	○	
佐賀県産業関連施設整備事業費補助金交付要綱	佐賀県産業関連施設整備事業費補助金	66,484	企業立地課	産業立地の促進を通じ、雇用機会の創出及び県民生活の安定を図る。	取付道路及び橋梁の新設改良、工業用水道の新設改良、下水路及び排水路の新設改良、光ケーブル整備	市町		1/2以内	1億円(ただし、開発規模5ha以上10ha未満5千万円、2ha以上5ha未満2千万円、2ha未満1千万円)、東工水を工業団地へ引き込む場合、光ケーブルを新たに整備する場合は限度額なし		○
佐賀県産業用地適地調査事業費補助金交付要綱	市町工業団地開発事前調査事業費補助金	10,263	企業立地課	市町が工業団地造成の検討の際に実施する適地調査費の一部を補助することにより整備を推進する。	市町が行う工場適地選定尾、若しくは事業実施の可否確認のための事前調査事業	市町		1/2以内	上限5,000千円		○
市町産業団地整備推進事業に関する実施要綱	さが創生企業誘致環境整備事業費(工業団地)	5,088	企業立地課	製造業等を誘致するための受け皿として産業団地の造成に積極的に取り組む市町の産業団地整備を推進する。	調査・測量、基本設計、実施設計、用地買収補償、造成工事、維持・管理経費等	市町、土地開発公社		1/2			○
新産業集積エリア整備に関する実施要綱	新産業集積エリア整備事業費	8,945	企業立地課	特定業種が立地可能な新産業集積エリアを整備し、地域経済の活性化や雇用機会の創出を図る。	実施設計、用地買収補償、造成工事、起債元金及び利子、維持・管理経費等	市町、土地開発公社		1/2			○
さが農村ビジネス総合支援事業費補助金交付要綱	さが農村ビジネス推進事業費	10,600	農業経営課	農家所得向上と農村地域の活性化を図るために、農産加工品の開発、農家レストラン、体験・観光農園、農家民宿等の地域の資源を活用した農村ビジネスの取組を支援する。	農産加工品の開発、農家レストラン、観光・体験農園、農家民宿等の農村ビジネスの取組に対する経費	農林漁業者等		1/2	5,000千円		○
ミニトレーニングファーム整備事業費補助金交付要綱	園芸888担い手確保育成整備事業(投資的経費)	28,500	農業経営課	生産部会から推薦され、就農希望者に対して栽培技術や経営ノウハウの習得に向けた指導を行うトレーナーによる研修に必要な施設(ミニトレーニングファーム)の整備により、新規就農者の確保・育成の推進を図る。	ミニトレーニングファームの整備に要する経費	市町 協議会 民間団体(農業協同組合、会社法人等)		10/10以内		○	

施設整備等(いわゆるハード事業)用補助金

県の補助金交付要綱名	細事項名	予算額 (単位:千円)	担当課	補助目的	補助対象経費	補助金交付先		県から補助 事業者への 補助率	県から補助事業者への補 助限度額	財源	
						補助事業者	最終補助事業者			国庫等 含む	県単独
佐賀県イノシシ等被害防止対策事業費 補助金交付要綱	有害鳥獣対策整備費	1,356	生産者支援課	イノシシなどの有害鳥獣による農林作 物の被害防止を図る。	市町等で構成する被害対策協議会が 行う 国庫事業の要件を満たさない電気柵 の整備(離島に限りワイヤーメッシュ柵 も可能) に必要な経費	市町等で構成 する地域の有 害鳥獣対策協 議会		1/3	電気柵事業費65千円/ 台以内		○
佐賀県鳥獣被害防止総合対策交付金 交付要綱	有害鳥獣対策整備費	172,583	生産者支援課	イノシシなどの有害鳥獣による農林作 物の被害防止を図る。	市町等で構成する被害対策協議会が 行う、箱わなや侵入防止柵、食肉処理 施設等の整備や、捕獲者育成、捕獲技 術の普及、有害鳥獣の捕獲の委託等 に要する経費	市町等で構成 する地域の有 害鳥獣対策協 議会		推進事業 (1/2) ※鳥獣被 害対策実 施隊が中 心となる取 組や隊の 活動強化 の取組、新 規地区の 取組は定 額 (上限事業 費の範囲 内) 整備事業 (1/2) ※侵入防 止柵の自 力施工を行 う場合に、 資材費相 当分の定 額補助(上 限事業費 の範囲内) が可能	・処理加工施設(一時保 管のための冷凍庫を含め る)を整備する場合は、 2/10以内 ・サル生息状況調査につ いては2.5/10以内	○	
佐賀県団体営農地防災事業補助金交 付要綱	農地防災事業交付金事業費(長寿命化防 災事業)(農山村課)	358,320	農山村課	農用地及び農業用施設の災害を未然 に防止し、農業生産の維持及び農業経 営の安定を図り、併せて国土の保全に 資する。	農地防災対策のための農業用ため池 等の整備に要する経費	市町		定額等		○	
佐賀県団体営農業農村整備事業関係 補助金交付要綱	水利施設維持管理省力化対策費	10,000	農山村課	水管理の省力化を図り維持管理費の 節減に資するため、再編に伴う検討を 行う。	施設計画検討に必要な経費	市町		10/10		○	

施設整備等(いわゆるハード事業)用補助金

県の補助金交付要綱名	細事項名	予算額 (単位:千円)	担当課	補助目的	補助対象経費	補助金交付先		県から補助 事業者への 補助率	県から補助事業者への補 助限度額	財源	
						補助事業者	最終補助事業者			国庫等 含む	県単独
佐賀県強い農業づくり総合支援交付金 補助金交付要綱	園芸888総合対策事業費(投資)	977,679	園芸農産課	園芸作物の安定的な生産・出荷体制の 確立を図るため、園芸産地の集出荷施 設の整備等を促進する。	集出荷施設、低コスト耐候性ハウス等 の整備等に必要経費	市町	農業者が組織する 団体等	国1/2等 低コスト耐 候性ハウス の場合、3、 000万円上 限で県 2/10に乗 せ(新規就 農者、団地 入植者、ス テップアッ プ経営者の み)		○	
佐賀県麦・大豆生産技術向上事業費 補助金交付要綱	県産麦・大豆生産性向上事業費	26,163	園芸農産課	麦・大豆について、新たな営農技術や 営農機械等の導入により麦及び大豆 の生産性を向上させ、県産麦・大豆の 供給力を強化する。	作付拡大や新たな営農技術の導入に 対する事業費、生産数量の増加に必 要な機械・施設導入費等	市町	農業者が組織する 団体等	国定額、 1/2		○	
さが園芸888整備支援事業費補助金交 付要綱	園芸888総合対策事業費(投資)	1,060,739	園芸農産課	ステップアップする経営体や意欲ある 新規就農者の確保・育成、産出額拡大 につながる経営体・産地の育成などを 推進し、園芸農業産出額の向上を図 る。	所得向上に向けた収量・品質の向上や 低コスト化、規模拡大など収益性の高 い園芸農業の確立に必要な施設・機械 等の整備に必要な経費	市町	農業者が組織する 団体等	県:1/3以内 (ただし、中 山間地域等 の場合又は 新規就農、 ステップア ップ経営者 に係る施設・機 械は1/2以 内、園芸団 地に整備す る国庫事業 の対象とな らない園芸用 ハウス等は 13/20以内)	1受益者当たり3,000万円 /年度 (園芸団地整備対策3,900 万円/年度)		○
佐賀県産地生産基盤再構築支援事業 費補助金交付要綱	佐賀県産地生産基盤再構築支援事業費補 助(令和7年度国補正)	3,484,454	園芸農産課	地域農業の生産基盤である共同利用 施設の再編・整備を進めることにより、 産地の持続的な発展を図る。	集出荷調整施設、乾燥調製貯蔵施設 等の共同利用施設の整備等に必要な 経費	市町	農業者が組織する 団体等	国1/2に加え て、要件を満 たす場合に 県が1/12を 上乗せすれ ばさらに国 が1/12を上 乗せ		○	
佐賀県気候変動対応緊急支援事業費 補助金交付要綱	園芸産地活性化・担い手応援事業費(令和 7年度国補正)	336,000	園芸農産課	急速に進む気候変動で園芸農家の生 産性が低下する中、物価高騰により導 入負担が大きくなっている気候変動対 策資機材の導入を支援することで、経 営基盤を強化し、産地の持続的な維 持・発展を図る。	園芸品目の気候変動対策に係る資材 や機械、設備等の取得に必要な経費		農業者が組織 する団体等	2/3以内		○	

施設整備等(いわゆるハード事業)用補助金

県の補助金交付要綱名	細事項名	予算額 (単位:千円)	担当課	補助目的	補助対象経費	補助金交付先		県から補助 事業者への 補助率	県から補助事業者への補 助限度額	財源	
						補助事業者	最終補助事業者			国庫等 含む	県単独
施設園芸省エネ対策事業交付要綱	園芸産地活性化・担い手応援事業費(令和7年度国補正)	263,000	園芸農産課	省エネルギー化に取り組みながらも、物価高騰の影響を受けて経営が悪化している施設園芸農家の経営安定を図るため、ヒートポンプやヒートポンプと一体的な加温機の再整備を支援することで、燃油コストの削減につなげ、燃油価格が高止まりする状況下でも施設園芸が継続されるよう後押しする。	耐用年数が経過したヒートポンプやヒートポンプと一体的な加温機の再整備に必要な経費	地域農業再生協議会	農業者が組織する団体等	2/3以内		○	
園芸産地強化・整備支援事業費補助金交付要綱	園芸産地活性化・担い手応援事業費(令和7年度国補正)	1,152,000	園芸農産課	物価高騰による園芸施設の整備や機械導入の停滞により、産地の維持や生産性の低下が懸念される中、園芸農家の収益性の向上を目的として、ハウス等施設整備やコスト削減に資する機械導入を支援し、産地の活性化を図る。	園芸農家等が取り組む、収益性向上につながる園芸用施設の整備、農業用機械の取得にかかる次の取組 ・園芸用ハウスの整備 ・省力化機械・装置の導入 ・高品質化機械・装置の導入 ・中古ハウスのリノベーション等	市町	農業者等が組織する団体等	3/5以内	1受益者当たり3,600万円	○	
佐賀県産飼料増産総合対策事業費補助金交付要綱	畜産基盤整備事業費	21,142	畜産課	安定的な畜産経営を行うため、飼料作物の生産拡大と飼料生産コストの低減を図る。	1)間接補助事業者が自給飼料の生産・利用拡大を図るために必要な自給飼料の栽培、収穫、調製、利用機械の整備に要する経費 2)コントラクター等の飼料生産・調整に必要なソフトの経費	1)市町 2)農業者が組織する団体等	1)農業者が組織する団体、農協	1)1/3以内等 2)定額	1事業実施主体あたり 1)3,500千円等 2)1,000千円		○
肥育素牛生産拡大施設等整備事業費補助金交付要綱	畜産基盤整備事業費	17,546	畜産課	繁殖農家の規模拡大等に必要な施設・機械等の整備に対し助成することにより、高品質な肥育素牛の生産を拡大し、佐賀牛のブランド力の向上を図る。	間接補助事業者が肥育素牛の生産拡大を図るために必要な繁殖牛舎等の整備に要する経費	市町	農業者が組織する団体、農協	1/3以内等	1頭あたり補助限度額 増頭対策 332,000円(税抜) 飼養環境改善対策 228,000円(税抜)		○
佐賀県団体営農地防災事業補助金交付要綱	農地防災交付金事業費(長寿命化防災事業)	100,685	農地整備課	農用地及び農業用施設の災害を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土の保全に資する。	農地防災対策のための用排水施設等の整備に要する経費	市町		5/10等		○	
農林水産業施設災害復旧事業補助金交付要綱	農地等災害復旧費	3,004,827	農地整備課	暴風雨等異常な自然現象で被災した農地及び農業用施設の復旧を行うことにより、農業経営の安定を図る。	自然災害で被災した農地及び農業用施設の復旧工事に要する経費	市町		農地 5/10等 施設 6.5/10等		○	
	水利施設維持管理省力化対策費(農地整備課)	70,000	農地整備課	水管理の省力化を図り維持管理費の節減に資するため、再編に伴う検討を行う。	施設計画検討に必要な経費	市町		10/10		○	
	農業農村基盤整備交付金事業費(農山漁村地域整備交付金・農地)	133,923	農地整備課	農業水利施設の長寿命化を図り有効活用するため、機能診断に基づくきめ細やかな対策について補助する。	機能保全計画策定、対策工事及び技術指導に係る経費	市町、土地改良区		6.5/10等		○	
	農業農村基盤整備交付金事業費(長寿命化防災減災事業・農地)	408,030	農地整備課	農業水利施設の長寿命化を図り有効活用するため、機能診断に基づくきめ細やかな対策について補助する。	機能保全計画策定、対策工事及び技術指導に係る経費	市町、土地改良区		6.5/10等		○	

施設整備等(いわゆるハード事業)用補助金

県の補助金交付要綱名	細事項名	予算額 (単位:千円)	担当課	補助目的	補助対象経費	補助金交付先		県から補助事業者への補助率	県から補助事業者への補助限度額	財源	
						補助事業者	最終補助事業者			国庫等含む	県単独
佐賀県団体営農業農村整備事業関係補助金交付要綱	農業農村基盤整備交付金事業費(長寿命化防災減災事業・農地)	14,243	農地整備課	農業水利施設等について、機能保全計画に基づく対策工事を行うことで施設の長寿命化を図る。	農業用排水施設の小規模な整備に要する経費	市町、土地改良区		5/10等		○	
	農業農村基盤整備交付金事業費(長寿命化防災減災事業・農地)	6,500	農地整備課	農業水利施設等について、機能保全計画に基づく対策工事を行うことで施設の長寿命化を図る。	農道における対策工事に係る経費	市町		5/10等		○	
	基盤整備促進事業費	170,213	農地整備課	農産物の需要動向に応じた営農形態が選択できる農地にするため、地域の実情に即したきめ細かい土地基盤の整備を行う。	区画整理、農業用排水施設、農作業道、暗渠排水等の整備に要する経費	市町、土地改良区		6.5/10等		○	
	園芸888基盤整備促進事業費	124,766	農地整備課	農産物の需要動向に応じた営農形態が選択できる農地にするため、地域の実情に即したきめ細かい土地基盤の整備を行う。	区画整理、農業用排水施設、農作業道、暗渠排水等の整備に要する経費	市町、土地改良区		6.5/10等		○	
	農業農村基盤整備交付金事業費(農山漁村地域整備交付金・農地)	20,650	農地整備課	既設の農道について、効率的な機能保全対策を実施するため、個別施設計画に基づき農道の保全対策を行う。	農道における機能保全計画策定、対策工事に係る経費	市町		1/2等		○	
	農村整備事業費(農村整備事業・農地)	34,224	農地整備課	既設の農道について、効率的な機能保全対策を実施するため、個別施設計画に基づき農道の保全対策を行う。	農道における機能保全計画策定、対策工事に係る経費	市町		1/2等		○	
	農地等再編加速化事業費	18,400	農地整備課	農業従事者の減少や高齢化による担い手不足や耕作放棄地の拡大に伴い、地域で考える再編計画の実現に向けた取組を更に加速させ、将来の農業経営や施設管理の安定化を図る。	粗放の利用のための条件整備に係る費用、農地保全のための基盤整備に係る費用、農用地保全のための農業環境整備に係る費用	市町、土地改良区等		7/10		○	
佐賀県土地改良施設維持管理適正化事業補助金交付要綱	土地改良施設維持管理適正化事業費	11,520	農地整備課	土地改良事業で造成された各種施設の機能の保持と有効利用を図る。	農業水利施設等の整備補修に必要な経費	県土地改良事業団体連合会	土地改良区等	3/10			○
佐賀県団体営農業農村整備事業関係補助金交付要綱 佐賀県基幹水利施設等緊急補修事業費交付要綱	土地改良施設突発事故復旧事業費(農地整備課)	15,100	農地整備課	農業水利施設の突発的な事故による農業や地域への被害の防止・軽減を図るため、迅速な復旧工事を実施する。	突発事故により機能が喪失・低下した施設の機能を回復させるための復旧工事に必要な経費	市町、土地改良区		7.1/10等		○	
佐賀県団体営農業農村整備事業関係補助金交付要綱	農業農村基盤整備交付金事業費(農山漁村地域整備交付金・農地)	37,050	農地整備課	集落周辺の地域における農業生産性の向上を図るため、農業生産基盤及び農村生活環境の整備・再編を実施する。	農業集落排水施設、農道、ほ場、暗渠排水、農業集落道、営農飲雑用水、農業集落排水施設、農業集落防災安全施設、活性化施設等の整備に必要な経費	市町、土地改良区		6.5/10等		○	
佐賀県漁港関係事業費補助金交付要	市町営漁港施設ストックマネジメント事業費	148,750	水産課	漁港施設の長寿命化、更新コストの平準化・縮減を行い、施設保全・延命化のための対策を図る。	機能保全計画策定、及びその保全工事に係る経費	市町		5/10等	設定していない(予算の範囲内)	○	

施設整備等(いわゆるハード事業)用補助金

県の補助金交付要綱名	細事項名	予算額 (単位:千円)	担当課	補助目的	補助対象経費	補助金交付先		県から補助 事業者への 補助率	県から補助事業者への補 助限度額	財源	
						補助事業者	最終補助事業者			国庫等 含む	県単独
	市町営漁港整備事業費	15,000	水産課	水産資源の持続的利用と安全で効率的な水産物供給体制の確保を図る。	計画事業費が1漁港につき3億円を超える市町村営漁港の整備に要する経費	市町		6.5/10等	設定していない(予算の範囲内)		○
佐賀県漁港小規模事業費補助金交付要綱	市町営漁港小規模事業費補助	9,650	水産課	国の補助事業の対象とならない漁港施設の維持補強若しくは局部的な改良工事を行い、漁港の機能の増進を図る。	市町村営漁港小規模事業費補助に要する経費	市町		1/4以内	1地区の工事費 下限:工事費3,000千円以上 上限:工事費10,000千円未満		○
佐賀県沿岸漁業振興特別対策事業費補助金交付要綱	沿岸漁業振興特別対策事業費補助	6,850	水産課	国の補助事業の対象にならない小規模な事業に対する補助により、沿岸漁業の振興を図る。	市町、漁協が漁業関連施設等の整備及び漁場環境等の改善を行う場合に要する経費	市町等	漁協等	1/2以内等	2,000千円		○
複合経営等漁家経営改善支援事業費補助金交付要綱	複合経営等漁家経営改善支援事業費(ハード)	10,000	水産課	複合経営の強化と拡大を図り、漁家経営の安定化を図る。	漁業者が複合経営等に取り組むための設備整備等、初期投資に必要な経費	市町	漁業者等	1/2	1件あたり2,500千円		○
佐賀県新規漁業就業者支援事業費補助金交付要綱	新規漁業就業者支援事業費(投資)	2,600	水産課	新規漁業就業者の自立を支援する。	漁業研修を経て独立就業3年以内の漁業者が漁業に必要な漁具等の購入等に要する経費	佐賀県漁業就業者支援協議会	漁業者等	定額 (1人あたり 1年目: 1,000千円 2年目:800 千円 3年目:600 千円)			○
佐賀県漁港関係事業費補助金交付要綱	市町営漁港機能高度化事業費(新地創交付金)(港整備交付金)	114,209	水産課	地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備を総合的かつ効果的に行うため、地方港湾の港湾施設と第1種漁港及び第2種漁港の漁港施設の一体的整備を図る。	地域再生計画に基づき、省庁の所管を超える2種類以上の施設の一体的整備に係る経費	市町		6.8/10等	設定していない(予算の範囲内)	○	
佐賀県造林事業補助金交付要綱	造林事業費	144,672	林業課	県土の保全、水源かん養等の公益的機能の高度発揮と山村地域の振興、生活環境の向上を図る。	森林整備に要する経費	市町、林業事業者等	森林所有者	4/10		○	
佐賀県次代へつなぐ森林再生事業補助金交付要綱	次代へつなぐ森林再生事業費	61,562	林業課	地理的条件が悪い森林における撤出間伐や伐採後の再造林、下刈等を支援することで、荒廃森林の拡大防止を図る。また、花粉を発生させるスギ林を伐採等を支援し、花粉の少ない苗木への植え替えを促進する。	荒廃した森林等の整備に要する経費	林業事業者等	森林所有者	定額(368千円等。造林事業等補助金を含む)			○
佐賀県間伐等森林整備促進対策事業補助金交付要綱	間伐等森林整備促進対策事業費	735	林業課	撤出間伐及び間伐材の利用を推進し、県産木材の生産拡大を図る。	間伐材搬出路の補修に要する経費	市町、林業事業者等	市町、林業事業者等	定額(68%)			○
佐賀県森林病虫害等防除事業補助金交付要綱	森林病虫害防除事業費	566	林業課	資源として守る森林を森林病虫害から保護する。	森林病虫害の防除に要する経費	市町	市町	1/2			○

施設整備等(いわゆるハード事業)用補助金

県の補助金交付要綱名	細事項名	予算額 (単位:千円)	担当課	補助目的	補助対象経費	補助金交付先		県から補助 事業者への 補助率	県から補助事業者への補 助限度額	財源	
						補助事業者	最終補助事業者			国庫等 含む	県単独
佐賀県ふる郷の木づかいプロジェクト 事業費補助金交付要綱	ふる郷の木づかいプロジェクト事業費(投 資)	10,300	林業課	品質の整った県産木材(製材品)の安 定供給を図るため、県産木材を製材・ 販売するのに必要な施設整備に対し支 援する。	木材の流通・加工施設の整備に要する 経費	佐賀県木材業 者及び製材業 者登録条例の 登録者		1/3以内			○
佐賀県県産木材生産拡大高性能林業 機械レンタル支援事業費補助金交付 要綱	ふる郷の木づかいプロジェクト事業費(投 資)	4,000	林業課	県内において、高性能林業機械の活用 を推進し、県産木材の生産を拡大する ため、高性能林業機械のレンタルに対 する支援を行う。	高性能林業機械について、事業者の賃 借契約に要する経費に対し、佐賀県森 林組合連合会が助成する経費及び助 成手続き等に要する経費	佐賀県森林組 合連合会	森林組合等	定額 (4/10又は 10/10)			○
特用林産物生産基盤整備事業費補助 金交付要綱	特用林産物地振興推進事費(投資A)	500	林業課	特用林産物の生産に必要な施設等の 整備及び販売促進普及促進等に対す る支援を行う。	特用林産物の生産に必要な施設及び 普及啓発に資する資材等の整備に要 する経費	市町	森林組合、農業協 同組合、生産者団 体	1/3 (生産施設 整備) 1/2 (モデル林 整備及び 普及啓発 活動)	・きのこ生産施設整備:1 事業主体あたり500千円 ・特用林産物生産モデル 林整備:1事業主体あたり 1,000千円 ・特用林産物販売促進普 及啓発活動:1事業主体 あたり200千円		○
佐賀県苗畑施設整備事業補助金交付 要綱	特用林産物地振興推進事費(投資A)	522	林業課	苗木生産に必要な苗畑施設整備に対 し支援を行う。	苗畑施設整備に要する経費	佐賀県山林種 苗緑化協同組 合	苗木生産者	1/3			○
佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業 費補助金交付要綱	ふるさと木材利用拡大推進事業費	9,000	林業課	県産木材の利用拡大を図るため、木造 住宅の新築費用の一部を支援し、民間 住宅の木造化を推進する。	木造住宅の新築に要する経費	木材協会	個人(木造住宅施 主)	定額	300千円/棟		○
		2,000	林業課	県産木材の利用拡大を図るため、リ フォーム費用の一部を支援し、民間住 宅や施設等の木質化を推進する。	木質化のリフォームに要する経費	木材協会	個人(住宅等の施 主)	定額	200千円/棟		○
		7,500	林業課	県産木材を使用した展示効果の高い 施設の木質化費用に対して補助するこ とにより、県内製材工場や大工・工務 店の活性化及び県産木材の需要拡大 を図る。	展示効果の高い施設の木質化に要す る経費	木材協会	建築主(県内に主 たる事業所を有す る者)	1/2以内	2,500千円/棟		○
		350	林業課	県産の人工乾燥木材を増産し、安定的 に供給することを目的に、県内の中小 規模の製材所に対して、その生産経費 の一部を支援する。	県産木材の委託乾燥に要する経費	木材協会	製材工場	定額	7千円/m3		○
		500	林業課	佐賀県産木材地産地消の応援団が行 う木造住宅の広報活動等を支援する。	佐賀県産木材地産地消の応援団活動 経費	木材協会	登録企業(大工・工 務店等)	定額	100千円/社		○
		2,500	林業課	県産木材の利用拡大を図るため、自治 会公民館等の公共的施設の木造化を 支援する。	木造公共的施設の建設に要する経費	市町	自治会等	7.5%	2,500千円/棟		○

施設整備等(いわゆるハード事業)用補助金

県の補助金交付要綱名	細事項名	予算額 (単位:千円)	担当課	補助目的	補助対象経費	補助金交付先		県から補助 事業者への 補助率	県から補助事業者への補 助限度額	財源	
						補助事業者	最終補助事業者			国庫等 含む	県単独
		1,125	林業課	県産木材の利用拡大を図るため、公共施設等における木製品の導入を支援する。	公共施設等における木製品等の導入に要する経費	市町	市町、自治会等	1/2以内	7.5千円/セット		○
さかの林業再生プロジェクト推進事業補助金交付要綱	さかの林業再生プロジェクト推進事業費	60,190	林業課	森林を集約化しスケールメリットによるコスト削減を実現し、林業事業者の収益増などを通じた経営基盤の強化を図る。	森林や所有者の調査、路網整備計画策定、集落説明会の開催など、集約化に必要な活動に要する経費	林業事業者	林業事業者	定額	搬出間伐136千円/ha		○
佐賀県集約化・省力化機器整備事業補助金交付要綱	さかの林業再生プロジェクト推進事業費次代へつなぐ森林再生事業費	4,162	林業課	・森林を集約化しスケールメリットによるコスト削減を実現し、林業事業者の収益増などを通じた経営基盤の強化を図る。 ・再造林や下刈を省力化する機器の導入へ支援することで、造林未済地の拡大防止を図る。	・森林の境界を確認するGPSなど、集約化に必要な機器導入に要する経費 ・再造林や下刈を省力化する機器導入に要する経費	林業事業者	林業事業者	6/10以内			○
サガンスギの森林100年構想事業補助金交付要綱	サガンスギの森林100年構想事業費	11,677	林業課	成長が早く、強度があり、花粉が少ないサガンスギに対する森林所有者等の要望が高まる中、早期にサガンスギ苗木を普及させ、サガンスギの森林を増やし、100年でスギ林のすべてをサガンスギにする。	サガンスギを生産拡大するために要する経費	佐賀県山林種苗緑化協同組合	苗木生産者	85/100			○
佐賀県高性能林業機械性能維持支援事業費補助金交付要綱(仮称)	間伐等森林整備促進対策事業費促進対策事業費	4,020	林業課	主伐や間伐等を実施するための高性能林業機械等の重要部品の交換・修理に係る費用を補助し、林業事業者の負担軽減を図る。	高性能林業機械等の重要部品の交換・修理に係る費用	林業事業者	林業事業者	60/100			○
佐賀県林道事業等補助金交付要綱	県単団体営林道事業費	12,200	森林整備課	森林の有する多面的機能の維持・増進を図るための小規模な林道、作業道の整備を行う。	小規模な林道、作業道の整備に必要な工事費	市町 森林組合		4/10以内			○
	森林環境保全整備事業費	26,001	森林整備課	森林の有する多面的機能の維持・増進及び低コスト木材生産を図るための林業専用道等の整備を行う。	林業専用道等の整備に必要な経費	市町		7/10等		○	
農林水産業施設災害復旧事業補助金交付要綱	林道災害復旧費	48,440	森林整備課	豪雨及び台風等の自然現象により被害を受けた林道を早急に復旧することで林業経営の安定に寄与する。	林道施設被害の復旧に必要な工事費	市町		5/10等		○	
佐賀県農山漁村地域整備交付金交付要綱	森林基盤整備交付金事業費(農山漁村地域整備交付金)	87,332	森林整備課	森林の有する多面的機能の維持・増進を図るための林道等の整備を行う。	農山漁村地域整備計画に基づく林道等の整備に必要な経費	市町		7/10等		○	

施設整備等(いわゆるハード事業)用補助金

県の補助金交付要綱名	細事項名	予算額 (単位:千円)	担当課	補助目的	補助対象経費	補助金交付先		県から補助事業者への補助率	県から補助事業者への補助限度額	財源	
						補助事業者	最終補助事業者			国庫等含む	県単独
佐賀県建設DX加速化事業費補助金交付要綱	建設DX加速化事業費補助	120,000	建設・技術課	県内建設業の人材不足への対応とDX促進のため、建設業者等のICTを活用した建設機器の導入費用を補助することにより、担い手の確保と建設現場の生産性向上を図る。	・ICT建設機械等の購入に要する経費	・佐賀県建設工事等入札参加資格(建設工事、測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント又は地質調査業務)を有する者		2/3	・ICT建設機械:6,000千円 ・ICT後付け機器:3,000千円 ・3次元測量用レーザーキャナー(ドローン含む):2,000千円	○	
「22世紀に残す佐賀県遺産」支援事業補助金交付要綱	美しい景観づくり推進事業費(旧景観整備交付金事業費)	110	まちづくり課	佐賀県美しい景観づくり条例第8条第2項の規定に基づき、佐賀県遺産の保存及び活用を図るため。	・建造物の修理に要する費用等 ・地区の景観の保全・形成、活用に関する費用	市町等	佐賀県遺産の所有者	(建造物)1/2等 (地区)4/5	(建造物)5,000千円/1箇所等 (地区)2,000千円/1箇所		○
佐賀県市町美しい景観づくり事業補助金交付要綱	美しい景観づくり推進事業費(旧景観整備交付金事業費)	32,792	まちづくり課	市町における美しい景観づくりを推進するため。	無電柱化に要する経費等	市町		1/2等			○
花と緑を育む地域づくり推進事業補助金交付要綱	花と緑を育む地域づくり推進事業費	12,300	まちづくり課	緑豊かな潤いある自発の地域づくりを推進するため、地域や緑化ボランティア団体が、自発的に、継続して緑活動に取り組むために必要な、緑化啓発や緑化活動への支援を行う。	1. 緑化推進の啓発に係る材料費等 2. 緑化活動のワークショップや担い手育成講座に係る材料費等 3. 花苗・肥料等の園芸資材 4. 花壇・支柱等の環境整備費用	市町、一般社団法人佐賀県造園建設業協会(県造協)		(市町)1/2以内、(県造協)10/10以内			○
佐賀県農業集落排水事業関係補助金交付要綱	農山漁村地域整備交付金事業費(下水)農村整備事業費(農村整備事業・下水)	2,365 144,587	下水道課	農業用水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善を図る。	①農業集落排水施設(処理施設、管路施設、その他付帯施設等)整備に要する経費 ②実施計画策定に必要な経費 ③既存の農業集落排水施設の機能診断調査、最適整備構想及び維持管理適正化計画の策定に要する経費	市町		①②1/2 ③定額	③ ・機能診断:2,000千円×処理区数 ・構想策定:2,000千円+1,000千円×処理区数(上限8,000千円) ※ただし、農村整備事業費は上限なし	○	
佐賀県浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	浄化槽設置整備事業費補助	49,455	下水道課	公共下水道等の整備が見込まれない地域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに公共用水域の水質の保全に資する。	市町村が、浄化槽の設置者に対して、その一部を補助する場合における当該補助に要する経費	市町	設置者	1/3			○
佐賀県公共浄化槽等整備推進事業交付金交付要綱	公共浄化槽等整備推進事業交付金	99,036	下水道課	高度処理型浄化槽の普及及び公共浄化槽等整備推進事業を促進し、公共用水域の水質保全を図る。	前年度執行額に係る起債額(公費負担分)から交付税措置額を除いた額	市町		1/2			○
佐賀県生活排水処理事業交付金交付要綱	下水道事業費補助	92,512	下水道課	持続可能な生活排水処理の効率的な管理・運営体制の構築を支援し、経営を安定させることで公共用水域の水質保全を図る。	①整備に対する支援:前年度執行額に係る起債額(公費負担分)から交付税措置額を除いた額 ②検討に対する支援:当該年度事業費から国費を除いた額	市町		1/2			○
佐賀県漁業集落環境整備事業費補助金交付要綱	水産基盤整備交付金事業費(下水道課):農山漁村地域整備交付金漁村整備事業費(漁村整備事業・下水)	0 17,891	下水道課	漁港機能の増進と背後集落における生活環境の改善を総合的に図る。	漁業集落環境整備事業に要する経費	市町		1/2		○	

施設整備等(いわゆるハード事業)用補助金

県の補助金交付要綱名	細事項名	予算額 (単位:千円)	担当課	補助目的	補助対象経費	補助金交付先		県から補助 事業者への 補助率	県から補助事業者への補 助限度額	財源	
						補助事業者	最終補助事業者			国庫等 含む	県単独
佐賀県耐震診断等事業費補助金交付要綱	住宅・建築物安全ストック形成事業費(単 独事業)	34,660	建築住宅課	建築物や住宅等に対する耐震診断等 の支援を行うことにより、建築物の地震 に対する安全性の向上を促進する。	避難所、保育所、社会福祉施設等の建 築物や住宅の所有者等に対する耐震 診断、耐震改修等の補助等を行う市町 に対し、その費用の一部	市町	民間の要緊急安全 確認大規模建築 物、沿道建物等や 住宅の所有者等	市町の補 助額等の 1/4以内	耐震診断 住宅:20~30千円/戸 ※その他建築物は、面積 等により異なる 耐震改修 住宅:287千円/戸 ※その他の建築物は、面 積等により異なる		○
佐賀県海岸漂着物等地域対策推進事 業費補助金交付要綱	建設海岸漂着物対策事業費	16,549	河川砂防課	市町管理の海岸等を対象として、海岸 漂着ごみの回収・処理、発生抑制対策 を行う。	海洋ごみの回収・処理及び発生抑制対 策に係る事業を行うために必要な委託 料等	市町		8/10等		○	
佐賀県急傾斜地崩壊防止事業費補助 金交付要綱	急傾斜地崩壊防止費補助(臨時・大型)	58,750	河川砂防課	急傾斜地の崩壊による災害から人命を 保護する。	急傾斜地崩壊防止事業の執行に必要 な経費(事務費を除く)	市町		1/2	上限なし 下限600千円(事業費)		○
佐賀県雨水貯留浸透施設整備事業費 補助金交付要綱	雨水貯留浸透施設整備事業費	20,000	河川砂防課	特定都市河川浸水被害対策法に基づ き指定された特定都市河川流域で早 期に治水安全度を向上させ、浸水被害 を軽減させることを目的に実施する雨 水貯留浸透施設の整備に対する補助 を行うもの。	六角川特定都市河川流域の浸水被害 軽減に向けた流域貯留対策の推進を 図るため、雨水貯留浸透施設の整備に 要する経費	市		1/4以内	上限なし 下限なし	○	